



TMC情報

Vol. 154

平成30年6月号

発行所：(株)TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

企業の働きやすさ無料コンサルティング

TMCは、栃木県から委託を受け、企業の働きやすさ改善のためのコンサルティングを実施することになりました。

「働きやすい職場とは何か」「女性管理職が育つ職場にしたい」等のお悩みがあれば、働きやすい職場づくりのためのヒアリングや課題改善のための取組等の支援を無料で受けることができます。

3会場で説明会を開催致しますので、奮ってご参加ください。

事業名称	栃木県 企業の働きやすさ個別診断・改善応援事業	
対象企業	栃木県内に本社または主たる事業所がある企業	
支援内容	職場環境の整備・改善を目的としたコンサルティング (自社の課題を分析、それを解決するための取組計画の策定をサポート)	
費用	無料	
説明会日程	県央会場 (宇都宮市) 7月5日 (木) とちぎ福祉プラザ 2階第2研修室	14:00~16:00 (受付 13:30~)
	県南会場 (小山市、足利市) ① 7月6日 (金) 小山商工会議所 4階中会議所 ② 7月10日 (火) 足利市民会館 101号室	
	県北会場 (那須塩原市) 7月9日 (月) (株)TMC経営支援センター本社2階	
説明会内容	本事業の説明、企業の働きやすさの必要性、最新助成金の有効活用法	

※詳細はTMCホームページに掲載します。

住民税の変更に注意

毎年6月から住民税が変更となりますので、次の点にご注意下さい。

- ・給与計算での控除額を変更する。(6月だけでなく、7月の変更にも注意)
- ・本人に市町村の通知を渡す。(退職した社員の異動届にも注意)

高年齢者・障害者雇用状況報告

職安より「高年齢者・障害者雇用状況報告」が6月上旬に郵送されます。
7月17日までに提出となります。

報告書	報告する事業主	注意点
①高年齢者雇用状況報告	労働者数が概ね30人以上	現在、定年は60歳以上、 定年後の継続雇用は65歳以上が義務
②障害者雇用状況報告	労働者数が概ね45人以上	会社全体で常用労働者45人以上の場合、 障害者を2.2%以上雇用することが義務。 常用労働者数100人超の企業は、法定雇用率に満たない場合、納付金支払い義務あり。

※平成30年4月に次の改正が行われました。

- 企業に義務づけられている障害者の雇用率が2.2%に引き上げ
(平成30年3月末まで2.0%→ 現在2.2% → 3年以内に2.3%)
- 対象事業主が、労働者数50人以上→労働者数45.5人以上に拡大
- 障害者雇用の対象に精神障害者も追加
- 精神障害者である短時間労働者の算定方法を、対象者1人につき0.5→1に見直し
(雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内であり、かつ、平成35年3月末までに雇い入れられ、同手帳を取得した方が対象)

助成金改正情報（男性育休）

両立支援等助成金（男性育休取得）が改正されました。

※男性労働者が育休しやすい職場づくりを行い、実際に育休させた企業に対して、
57万円（大企業は28.5万円）を助成する制度

改正①：2人目以降の男性育休取得者に対する、休業日数に応じた加算制度の追加

	育児休業取得日数		
	5日以上14日未満	14日以上1か月未満	1か月以上
中小企業	5日以上14日未満	14日以上1か月未満	1か月以上
中小企業以外	14日以上1か月未満	1か月以上2か月未満	2か月以上
加算額	14.25万円 <18万円>	23.75万円 <30万円>	33.25万円 <42万円>

※<>内は生産性要件に該当した場合の加算額

※1年度1事業主あたり10人まで申請可

改正②：男性の育児目的休暇制度の新設

概要	子の育児や配偶者の出産支援のために、分割して取得できる育児目的休暇制度を新たに導入し就業規則に規定、実際に男性労働者に取得させた場合に支給 ※男性労働者1人につき、合計5日以上（大企業は8日以上）の休暇取得が必要	
助成額	中小企業：28.5万円<36万円>	大企業：14.25万円<18万円>

※<>内は生産性要件に該当した場合の助成額